

## 三重県立尾鷲高等学校 部活動運営方針

### 1 目標

- (1) 本校教育活動の一環としてとらえ、部活動を通して、健康な心身の発達を促進し、豊かな人間形成に努める。
- (2) 目標をもった規律ある活動により、自己の能力及び技術の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度を育成する。
- (3) 自他の健康・安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を養う。

### 2 基本方針

- (1) 本人の意志を尊重し、部の加入は任意とする。
- (2) 各部の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者・生徒・教師間の連携を図る。
- (3) 充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
- (4) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、指導・助言を行う。
- (5) 安全に配慮し、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう指導する。

### 3 運営

- (1) 入部・退部・休部に関する手続きについて  
手続きについては、別途定める。
- (2) 活動日  
各部においては、原則1週間のうち1日を休養日にあてる。  
※ただし、長期休業中及びテスト前の活動日については別途定める。
- (3) 活動時間  
季候や日没時間、生徒の健康・安全を考慮し、競技の特性をふまえて、過度の負担やオーバーワークにならないよう、時間を設定する。
- (4) 顧問・指導者
  - ① 生徒が安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ② 毎月活動計画を立て、校長に提出する。  
連続した7日間に休養日が設定できない場合は、活動計画等により校長の承認を得るとともに、「翌週に休養日を設定」するものとする。ただし、「翌週に休養日を設定」できない状態が続く場合は、校長が当該顧問との面談を行う。
  - ③ 安全に活動が実施されるよう、事前指導等を充実させる。
  - ④ 活動に立ち会えない場合は、あらかじめ顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。ただし、休日の練習は、顧問の監督指揮のもとで行う。

(5) 校外活動・大会参加

高体連主催大会を除き、他の大会への参加、対外練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しつつ、日頃の活動の成果が最大限に発揮されるよう目的等を明確にし、生徒・保護者が理解をしたうえで、計画し、実行すること。

(6) 活動費

①学校後援会費等についての規定については別途定める。

②各部における部費の徴収については、目的を明確にし、生徒・保護者等の負担とならないよう実施する。

(7) その他

緊急時の対応については、危機管理マニュアルに従い、迅速に対応する。

4 指導上の留意点

(1) 教職員・生徒・保護者間の報告、連絡、相談を十分に行うこと。

(2) 活動にあたっては、別途定める「部活動規定」「部室使用規定」に準じて指導を行う。

(3) 外部人材の活用については、学校部活動基本方針や各部の指導方針について、十分理解を得たうえで指導を依頼・協働する。

5 各部共通で作成するもの

(1) 活動計画

(2) 部員名簿

(3) 緊急連絡先